

第十九回国会
衆議院

通商産業委員會議録第二十三号

昭和二十九年三月十九日（金曜日）

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事首藤 新八君

理事中村 幸八君 理事山手 満男君

理事永井勝次郎君 理事加藤 鏡造君

田中 龍夫君 土倉 宗明君

佐本 一雄君 長谷川四郎君

加藤 清二君 齋木 重一君

帆足 計君 伊藤卯四郎君

中崎 敏君

出席政府委員

通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業事務官 岩武 照彦君

（大臣官房長）

通商産業事務官 松尾泰一郎君

（通商局長）

中小企業行政官 岡田 秀男君

委員外の出席者

通商産業事務官 村田 繁君

（鉱山局長事務官）

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

三月十七日

委員始岡伊平君辞任につき、その補

欠として世耕弘一君が議長の名で

委員に選任された。

三月十九日

委員世耕弘一君辞任につき、その補

欠として始岡伊平君が議長の名で

委員に選任された。

三月十八日

輸出保険法の一部を改正する法律案

（内閣提出第五七号）（参議院送付）

同月十六日

電力料金値上げ反対に関する請願

（助川良平君紹介）（第三五三〇号）

同（佐藤善一郎君紹介）（第三五三

五号）

同（栗山博君紹介）（第三五七九号）

同（山下春江君紹介）（第三五八〇号）

かんがい排水用電力料金値上げ反対

等に関する請願（小平久雄君紹介）

（第三五七五号）

重油並びに外国炭の輸入制限に關す

る請願（佐竹新市君紹介）（第三六

二〇号）

只見川電源地一帯に対する電力料金

地域差設定に関する請願（菅家喜六

君紹介）（第三六二二号）

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

中小企業に対する金融等に関する陳

情書（旭川市四條通り八丁目商業協

同組合旭川支店理事長山本政次

郎）（第一九四五号）

同（苫小牧市表町五番地商業協同組

合苫小牧支店理事長小林正俊）

（第一九四六号）

同（北海道川上郡市町別大通り三丁

目商業協同組合土別支店理事長

西条初太郎）（第一九四七号）

同（大館市仲町二十七番地協同組合

大館支店理事長越前孫吉）（第一

九四八号）

同（盛岡市泉服町協同組合盛岡専

門店会理事長村井源一）（第一九四

九号）

同（福島県須賀川町七丁目十一番地

協同組合須賀川支店理事長内藤

吉太郎外七名）（第一九五〇号）

同（福井県議會議長長谷川清）（第一

九五一号）

同（豊橋市花田町石塚四十二番地の

一協同組合豊橋支店理事長杉

妻）（第一九五二号）

同（倉敷市本町八百六十四番地協同

組合倉敷支店理事長科治三）

（第一九五三三）

同（具市中通り六丁目協同組合具專

門店会理事長神田文生）（第一九五

四号）

同（宇和島市丸之内一番地協同組合

宇和島支店理事長土居信吉）（第

一九五五号）

マツ工業に対する中小企業安定法

第二十九條免状に関する陳情書（神

戸市神戶商工会議所会頭宮崎彦一

郎）（第一九五六号）

電気事業関係法令の改正に関する陳

情書（大阪府知事赤間文三外五名）

（第一九五七号）

電気法制定に伴う電気事業者の兼業

投資に関する陳情書（大阪府議會議

長梅本敏一外一名）（第一九五八号）

同（兵庫縣議會議長有沢与七外一名）

（第一九五九号）

電気料金値上げ反対に関する陳情書

（大阪府議會商工常任委員長前田治

一郎外五名）（第一九六〇号）

同（泉大津市議會議長福野福松）（第

一九六一号）

同（広島県村会長荒川龍雄）（第一

九六二二）

電源開発に伴う総合開発事業の推進

に関する陳情書（福井縣議會議長長

谷川清）（第一九六三三）

ガス事業法改正に関する陳情書（大

阪府知事赤間文三外五名）（第一九六

四号）

石炭鉱業対策に関する陳情書（福岡

商工会議所会頭山脇正次）（第一九六

五号）

イラン石油の輸入に関する陳情書

（札幌市北海道バス協會會長伊藤琢

磨外三名）（第一九六六号）

中小企業に対する金融等に関する陳

情書（出雲市出雲支店協同組合理

事長片岡栄吉外二一名）（第二〇

二六号）

光学機械の輸出振興に関する陳情書

（経済団体連合會會長石川一郎）（第

二〇二七号）

電源開発促進に関する陳情書（広島

県知事大原博夫）（第二〇二八号）

電気料金値上げ反対に関する陳情書

（東京都中央区京橋一丁目十番地社

団法人日本中小企業団体連合會長豊

田雅孝）（第二〇二九号）

同（新潟県西蒲原郡燕町長田浩甲外

二名）（第二〇三〇号）

同（玉野市長太田尚爾外一名）（第二

〇三一〇号）

同（岡山市東中山下三十四番地岡山

工業懇和會會長渡辺榮爾）（第二〇三

二二）

石炭鉱業対策に関する陳情書（戸畑

市明治町一丁目北九州商工会議所連

合會會長中村義廣外十二名）（第二〇

三三三）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第三七号）

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第三八号）

輸出保険法の一部を改正する法律案

（内閣提出第五七号）（参議院送付）

國際的供給不足物資等の需給調整に

關する臨時措置に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出第六

四号）

○大西委員長 これより會議を開きま

す。

まず小委員會の参考人についてお諮

りいたします。二十三日の木村に關す

る小委員會において、紙バブル連合理

事長、日本石炭協會會長及び日本瓦斯

協會會長を、それ／＼参考人として意

見を聴取したいとの小委員長より

の申出がありますので、これを許可す

るに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 それではそのように決

定いたします。

なお参考人にその後変更があつた場

合は、その補欠選定は委員長に御一任

願いたいと思ひますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 それではそのように決
定いたします。

○大西委員長 次に中小企業金融公庫
法の一部を改正する法律案及び中小
企業信用保険法の一部を改正する法
律案を一括して議題といたします。
両案に対する御質疑はございません
か。——小平君。

○小平(久)委員 私は最初に公庫法に
関して一点だけ承つておきたいと思
います。というのは、御承知のように金
融公庫法案を当委員会において審議
し、またこれを可決する際に、多分十
箇条であつたと思いますが、附帯条件
を付して可決をしたはずであります。
その中でもちろんその後、たとえば十
一大銀行等を代理店に使うというよ
うな点で、委員会自身が了解して変更
したという点もあると思いますが、そ
の他いろいろ条件について、その後当
局としてどういうような処置をとられ
たか。また中には、そういう処置をと
つていないものもあると思いますが、
そういうものについて今後どういう処
置をなさろうとされておられるか。そ
ういう点についてこの際伺つておき
たいと思います。

○岡田(秀)政府委員 昨年の第十六回
会におきまして成立を見ました中小企
業金融公庫法に關連をいたしまして、
当委員会において附帯決議が行われ
たのでございます。その趣旨につき
ましては、私どももいたしましては御
趣旨を公庫の運用に反映せしめますよ
うに、十分の注意を払つたつもりであ
ります。その附帯決議の第一点に
つきましては、農林漁業金融公庫と、
中央企業金融公庫との關係におきま

て、重複を来さないように、農林漁業
等原始産業に直結する事業の融資は、
農林漁業金融公庫で取扱うように注意
してやれという点が第一点でありま
す。この点につきましては大体御趣旨
に沿ひまして、農林漁業金融公庫と中
小企業金融公庫との間においてそれぞ
れの特徴に応じて仕事をやつて参りま
するよう、敢て不都合のない運用が
行われておるものと確信いたしてお
るのであります。

第二点は、貸付金利の点でございま
すが、年一割は高過ぎるから年七分五
厘程度に軽減するように努めよとい
うことでもございます。私も持つて行
くつもりで、金利を極力低く持つて行
くことについては、一般論としてはも
とよりしかあるべきものと考えてござ
いますけれども、最近の情勢をいた
しまして、国民購買力の抑制をいた
し、国内のインフレーション情勢を抑
えまして、わが国の物価を国際物価に近
寄らしめまして、輸出の増進をや
つて行こう、日本経済の健全なる立
ち上りをするという情勢にありまして
きにおいて、金利の点をどういうふう
にするかというところはよく慎重を要
するやうな情勢でもございます。一般
の金利体系が全体としてどういうふう
に動くかということもあわせて考えな
がら、この公庫の金利というものをや
つて行かなければならぬと考えますの
で、この点につきましては決議の御趣
旨に沿うやうにいろいろと研究をいた
しながらも、いまだこれを實現する段
階に至つておりませんことをここで
断りを申し上げておきたいのであり
ます。今後日本経済がインフレーション
を脱却し、健全なる姿におちつた

ということになりますれば、おそらく
は日本の金利水準全体が低下して行く
時期が来るものと期待いたしますのでござ
います。そのときに起きましては、当
然中小企業金融公庫の金利もこれに伴
つて低下の措置がとられ得るものと考
えるのでございまして、いさ少しく経
済界全般の機嫌がよくながら、この
問題を處理するのに時間をかしては
だきたいと存するのでございます。

受託金融機関、つまり代理店の關係
におきましては、商工中金、相互銀
行、信用金庫、地方銀行、日本興業銀
行、農林中央金庫というやうなもの
に、当分の間限定するやうにしてい
うことでもございまして、この点につ
いては今の御質問にもございましてよ
うに、その後の情勢の変化によりまし
て十一大銀行等も加へるということに
させていただきますのでございます。

その次に「一企業に対する貸付金の
総額は差当り三〇〇〇万円程度とする
こと。但し特に必要あるときは一、〇〇〇
万円迄貸付け得るものとする。」けれ
どもさしあたり三百万円程度にした方
が適当ではないかという御趣旨でござ
います。これは結局公庫の資金繰額
と貸出し希望者との關係をお考えにな
りまして、あまり一口が大きくなると
貸出し数が減るということに対する御
配慮だと思つておりますが、私ども
もいたしまして、公庫の方で代理店
に代理手数料を出します際に、この三
百万円というものの一つの繰を引
きまして、三百万円を越える貸出しと三
百万円以下の貸出しとにおきまして、
年五厘程度の手数料の差をつけまし
て、大体三百万円程度のところで金融
機関が貸付をいたしますように、誘導

をいたしておるのでございます。最近
におきます貸付実績を見ますと、平均
二百万円を少し出る程度でございま
して、大体この御趣旨に沿ひ得たのでは
なからうかと存じておるのでございま
す。

またその次にございまして「本公庫資
金の運用は、業種別地域別に出来る
限り不公平のそしりなきやう普遍的に
均てんし、広く零細企業に及ぼすこ
と。」、こういうことでもございまして、
この点につきましては、貸出しの実績を
見まして、府県状況によりまして
は、でこぼこは相当あることはあるの
でございましてけれども、一件も貸出し
のない府県というのは今のところなく
なつて、ともかくまあ各府県に出
ておるといふ状態にはなつておりま
す。ただ経済力の多い地方と少い地
方、あるいは同じ程度の経済力のあり
ます地方と見まして、その地方に
おける代理店の営業方針等によりま
して、若干その地域別に公庫の金の出
方にでこぼこがあるのは現在否定し得
ないところでもございます。これらにつ
きましては、なお代理店と公庫との間の
結びつき、連繫を今後強くし、代理店
を擁護する等の方法もとりながら、そ
の辺のところを善処して参りたいと思
つておるのでございます。

その次の七番目は、「受託金融機関
固有の不良の貸付を本公庫よりの委託
分を以つて肩替することなきやう厳重
監督すること。」というところでござ
います。公庫といたしまして、来年度
から監督の仕事に人を振りわけること
ができるやうな段階にもなつて参り
ましたので、これらの点につきまして
は十分指導をいたしておるのでござ

います。さらに進んで監督の面から
よりなことの防止もなし得るやうな段
階になつて来たことを、御報告申し上
げておきたいと思つております。

第八番目としては、「受託手数料は
最高年四分程度とし、能うれば段階制
を設け、小額貸付の場合を有利ならし
める措置をとること。」、この点につ
きましては、先ほど一企業に対する貸付
三百万円との關連におきまして御説明
申し上げた通りでございまして、三百万
円というものを一つの境目といたし
まして、手数料に五厘程度の差をつけ
ており、手数料をいたしましては大体
年四分というものを中心にいたしてお
るのでございます。甲方式つまり銀行
側には八割の責任を持つてもらひ分
けまして、三百万円以下の小額分
の貸付につきましては四分五厘とい
うので、金額の少い方の貸付の促進方
をはかつておるのでございます。その意
味で最高年四分程度という考え方も
ございまして、小額分の方に四分五
厘というものを認めておる点におき
まして御趣旨から見ても不都合はない
ものと考えてやつておる次第でござ

います。なお九番目の「自動車産業貸付」の
点は、二十八年度といたしましては、
公庫として別わく處理をいたしたので
あります。二十九年度からは自動車か
らの金が公庫に上つて来るものがなく
なりますので、二十九年度以降は、一
応この問題は新規には貸出しが行われ
るということがなくなるわけでもござ
います。この四億の貸出しの状況を見ま
すと、大体三月三十一日までにおおむ
ね全額貸出しが完了するやうな状況に
今進捗しておりますので、四億が大

十番目は、「公庫役員」には、中小金業に連解ある者を充て、商工組合中央金庫の業務との円滑化を図る為、要すれば役員人事の交流を図ることとする。」という点であります。この点は現にやつておりますことを申し上げておきたいと思うのでございますが、今後といたしましても重要な都市における中金の支所を公庫の相談室等に活用する等の措置もさらにとつて参りたいたと思つておりますので、両者の連繫は一層綿密になるものと考えるのでございませう。

ただ補充的に一、二あと伺いたいと思います。たとえば農林中金との調整の問題であります。これも話し合いでうまく行つておるといふ御趣旨と承りましたが、これは要すれば農林中金法ですか、あれの改正というようなこともあの際話題になつたように記憶するのですが、そういう法律的な処置というものは今のところ必要としないのかどうか、この点が第一点であります。

の点についてさらに私は積極的な何らかのくふうがいろいろあるのかというふうに考えるのであります。先般小委員会でも私は申しましたが、どうも今せっかく申し込みまして、てんで代選機関が受付けてくれないというようなこともたま／＼聞くのであります。少くとも國家資金を中小企業者のために流すというのでありますから、私はそういうた地方の苦情処理とでも申しますか、そういうた何らかの一つの機関でもつくつて熱意を持たぬ金融機関はやはり公の席でこれを批判するといったような機会をつくる、そういうことがどうしても必要なのじゃないかというふうな気もいたすのであります。が、その点についてのひとつ御所見を承つておきたいと思ひます。

いうものとの関連において、一日も早く公庫の金利が引下げ得るような情勢になるということを期待したいと考えて、この方の努力をさしていただきたいと思います。なお熱意のない金融機関つまり公庫の代理店として公庫の金を運用する上において、とかく熱意がないと申しますか、臆病と申しますか、ともかく結果においてあまり成績の上つておらぬような金融機関というものについて、どういうふうにやるかという問題から、たとえば苦情処理機構のようなものをこしらえて、そこで公に批判するというふうなことはどうかというお尋ねであつたと想うのであります。もとよりこの金融機関が、金を借りに來ました中小企業者に対して、どういう態度をとるかという

それからこれと関連して貸出し方式についてありますが、いわゆる甲法という事になつておると思いますが、これを金融機関からいたしますと、大体八割の保証というものは多過ぎて五割とまでは行かぬでも、六割くらいの保証で、国の金なんだからひとつ流せるようにしてもらつたらどうかという希望もずいぶんあるようです。

ふりなことに ついての問題は別といたしまし
まして、貸してくれ、貸しませうとい
う 気合が合わない、これはなかなか
なからまく行かぬ点があろうかと思
うのでありまして、無遅やりに貸すよ
うにしてやるということも困難であり
ましよう。しかし借りたい者がその金
源機関に行つてはねられた場合に、ど
うして自分が貸してもらえなかつた
かという ことについて、納得し得ない
という点がございますれば、これは当

ます。この点について金融機関の保証率を引下げる御意思がないかどうか、この点もひとつ承つておきたいと思ひます。

それから次に自転車貸付の關係でありますが、これはなるほど今回のこの二十九年度の予算では、もう吸い上げる金が国には参りませんから、新たなものは来ないと思ひますが、従来貸し付けてあるものの回収金これは今後

該代理店のみならず、公庫としてもはなはだ遺憾なことでありますので、各代理店に対して、断わるなら断われるでよいから、どうしてこの際金を貸すことができないのかという理由を、十分納得するように指導をいたしますとともに、公庫自身としても、そういう方がなぜ借りることができなかったのか、今後借りるようになるにはどうすればよいかというようにことで相談

に参られた場合に、これを話して上げ、そうして当該代理店とも連絡をとつて、なるべくならばその人が借りられ得るような方向へ誘導して行くといふふうなことができませんようなことになれば、非常によろしいのではないかと申すのでございます。これは公庫の席上でその当該代理店が不親切であつたという点を責め、あげるということもあるいは一つの方法かと存じます、その前に私としては借り手である中小企業者に対して、断わるなら断わるでよいから、なぜその人に貸すことができないかというのを納得させ、という方向に持つて行つて、また同時に公庫としても当該代理店がなぜつたのか、そこでこれがけられないでもよいようなものをけつたというふうなことでございまして、代理店側にある程度のものは貸してやるようにしたらどうかというふうな誘導をするといふふうなことをやつて行くことによつても相當の改善ができるのじやないかというふうに考えるのでございませう。さういふ意味において、やはり苦情のある者が苦情をぶちまけて来るような制度を公庫としてつくつてみたらどうかというふうには私は考えておるのでございませう。

それから代理店が公庫に対して保証してあります保証率は、現在八割になつておるが、これが高過ぎる、これを下げるような方向へ持つて行く意思があるかどうかというお話だつたところのであります。これは現在のところ甲方式と乙方式というものを考えまして、甲方式では、代理店が公庫に対して八割の責任を持つ、乙方式におきましては、代理店は公庫に対して三割の

責任を持つといふふうにしておるものであります。従来乙方式の採用につきましては、公庫において貸すか貸さないかの決定をいたさねばなりません。関係上、その公庫の審査能力の充実と申す。最近その審査の部門に多年の経験を持つておられますところの相當熟練した職員を採用することができましたので、従来も乙方式というものを断つておつたものではございませうけれども、やや積極的にやるといふ態勢が完備されたのであります。この乙方式といふものをうまく運用して参りますれば、保証率の点で八割と三割との使いわけによりまして、大体の趣旨は達成し得るのではないかと私も思つては考へておるのであります。むしろ保証率が八割といふふうな中途半端なことでなしに、八割保証するのであれば、これは全部保証するのと同じことだから、銀行に百パーセントの責任を持たして、そのかわり事務の進行についても銀行側にもう少しまかしてもいいといふような、逆の要望も相當あるものでございませう。これらの点もあわせて、目下公庫側においても具體的な案を研究いたしておられますが、結論を得次第御批判を仰ぎたいと思つてあります。

それから四億の点であります、これはいきさつから申しますと、いふ、あつたのでございませう、とにかく公庫の手持ちの運用資金百五十億、実際上は百二十億運用したわけではございませう。つまり百二十億の中に四億といふ別わくをつくつて自転車産業向け貸付を実施したわけではございませう。従つて四億を貸し出してしまへば、あとの

問題は回収の問題になると思つておるものでありますけれども、一応わくをつけて貸してはおりますが、その金が四億圓程度にすぎないものでありますし、それが次々と回収されて百万圓返つて来たからこれをだれに貸すかといふふうな操作もたいへんむずかしい問題でございませう。私どももいたしましては、貸出しについては、四億圓なすまで貸す、それで本制度は一応済んだので、回収金は、さらに回収金に色をつけてそれを自転車に返すといふことになりまして、公庫の操作上非常に複雑な状態を来すのではないかと、私はさう考へておるのでございませう。

その点の事務的な解決方法でもつといふ名案があればとも思ひますが、四億圓貸したらその回収金にまで色をつけてやるというところは非常に複雑なことであります。それは、これは、かんべん願つておろし方、かえつて双方ともくあいがよろしいのじやないか、こう考へておる次第であります。

○小平(久)委員 今の最後の点ですが、これは公庫で扱うようになつてからはなるほど四億でもしれません、その前にあるのです。それは何か金融機関へ委託をしておいて、返つて来たものがそのまゝ回転しておるといふうにわれわれ聞いておるのですが、それとの関係でどういふものと一緒になつて、公庫が扱つた以前のものとすね。つまりそれと一緒にして何か特殊な扱いでもして、一特殊な扱いといふのは、いわゆる自転車用としてぐるぐるまわして貸してやる、こういうふうにも考へたのですが、その点はどうですか。

○岡田(秀)政府委員 これは公庫がやります前、つまり一般会計から銀行を指定してやつておりますものは、これは自転車関係だけの金として回収があれば、十年間銀行に貸しておつて、銀行が自転車にその金を貸しておるわけでありまして、十年間はぐるぐるまわしておつてその金が銀行に返つて来れば、さらにその金が自転車にまわるといふ操作を続けるのでございませう。公庫の分はとにかく四億圓しかないのでございまして、これが逐次貸出し条件によつて少しずつ返つて来る、返つて来るその分は自転車の分だといふのでその返つて来た四億圓の回収金をその都度押えてまた自転車に貸す。こうなると、なか／＼めんどろじやないかと思はれる点と、公庫の四億圓を別途はすして従来のものと合併するといふのは、公庫法の現在の建前から非常に困難なことに相なつておりますので、これはほんとうに競輪の金が公庫の百二十億の中に四億圓入つておつたのかどうかといふいきさつ、議論もあるものでございまして、建前からいいますと、実はこちらの方は四億を損したような経緯もあるものでございませう。ともかく四億はお貸しするが、回収金は済んだことにしていただくとほんとうに諸事都合ではなからうかと私は考へております。

○大西委員長 永井君。○永井委員 簡単に尋ねておきます。先ほど小平君からも話がありましたが、貸出しについては地域差ができて来て、その地域差は経済的な条件による地域差ではなしに代理貸し金融機関の熱意いかんによつて、あるいは事務的な処理の關係で、あるいは地域差ができて来ておる。こういうことなら少い

ところほど切実な融資の希望であるだろうと思つてあります。それに対して相談所というふうなものを、その面から金融機関への協力、融資を受けたという關係に対する指導、こういうふうな形によつて両者相まつてその地方を改善して行くことが必要ではないか、代理貸し金融機関が熱意がないからやらないのだといつて放任しておくことは許されないのではないかと申しますが、そういう地帯に優先的に相談所を置いて、そういう面から改善して行くといふお考えがあるかどうか、この点が一つ。

それからこの金融公庫の公告を見ますと、設備資金に対して九七・八パーセント、運転資金が三内外でありますが、この設備資金のうち増設が四〇%、拡張が二五%というふうな非常に生産規模が拡大されて行く傾向がある。それでなくとも二重投資、過剰投資といふような現象が現われて来ておるのであります。これらが正しく二重投資、過剰投資といふような結果になつて来ないかどうかといふことを心配されるわけではあります。従つてこれらについては、やはり今の金融の大きな流れは何と申しまして、系列融資、選別融資、そのしわ寄せが中小企業へ来ておるのであります。そういうしわ寄せを金融公庫が融資して、それがまた過剰投資になつて行つて、次の金融がつかなくて、かえつて大きな設備によつて参つて行く、こういう事態の混乱を来す心配がありはしないかと心配されるわけではあります。そういう点については、単に代理貸し金融機関が金融的な視野からそういう信用

があるないといつて、単に金を貸す貸さないといふことの選別をするのではなしに、もつと大きな視野から中小企業庁がその行政的な立場から、その融資の対象をある程度整理するものはやはり整理し、将来混乱を来さないような措置をして行くことが必要ではないか、こう思うのでございますが、そういう代運賃し金融機関の一つの判別の標準と、それから金融公庫が考へておる考へ方と、中小企業庁の考へ方と、また大きく、今後の国の経済的な動向、こういうものの間に矛盾が何かが生ずるおそれがあるのではないかと、そういう心配があるのでありますが、そういう点についてはどういふふうに対処するお考えであるか。

それからもう一点。これはこの運転資金が三割内外より出ていないわけでありまして、運転資金といつてもそれは設備資金といつても、そこにははつきりとした区別があるのではなくて、金融機関から見離されてゐるようなものである、あるいは非常に弱い関係に立つておるこれらの業者に対しては、設備の方に重点を置けば運転資金の方が欠乏して来るし、運転資金があれば設備資金が蓄積されて行くといふ相関関係にあるわけでありまして、それらの実情に即応して、必ずしも名目的な設備資金に貸すんだというし、よくし定規的な考へ方ではなく、もつと一つのその企業の総合的な視野に立つて設備資金、運転資金といふものを考へて、運転資金についてはもう少し拡大解釈をする必要があるのではないかと、その方がかえつて実情に適応することになるのではないかと、こういうふうにか考へるのでありますが、この点はどう

いふふうに対処されるお考えであるか。それからこの報告によると資本金一億という大きな企業、それから従業員が五百何十名というふうなものに貸出しをしておるようでありまして、これはどういふ業態であるのかちよつと御説明を願ひたい。

○岡田(秀)政府委員 代運店の熱意いかにによりまして、当該地方への公庫の金の貸出しが左右されるということから関連いたしまして、さうな場所に対して相談所をまずつくつたらどうかというお話だと思ふのであります。代運店の熱意というものが、この報告書等の各府県別の貸出し残高等を見ますとかなりでございまして、さういふことと、これによつて代運店の熱意いかにといふことも推定はされるかと思ふのであります。それはやはりそれの地方の経済力と申しますか、公庫の金に対する欲求の程度等もございまして、さういふから、ある県の貸出し残高が悪いといふのが、すなわち全部代運店が熱意がないのだといふふうに見てしまえるかどうか、これは多少の余裕を見て行かなくちゃならぬかと思ふのであります。要するに、ある地方で、その経済的な状況が運わぬと思はれるような府県があるのに、一方の県にはかなりの金が出ておつて一方の県にはほとんど金が出ない。それから与えられたわくから見れば大差がないという場合には、何かそこに代運店のやり方にも批判されるべき点があるのじやないかといふふうな考へられるわけでありまして、さうな場合におきましては、先ほど私が申し上げましたように、貸してもらえなかつた人が、なぜ貸してもらえないのかといふことが納得できる

ようにさせて行くということによつて、問題の解決をはかり得る面がかなりあるのじやないか。たとえば公庫なら公庫で、さういふ人が苦痛を言つて来るところを設けておつて、自分は何々代運店に行つたら断られたんだが、どうしてか納得が行かないかといふことを聞きまして、なるほどと思へば、その公庫がその当該代運店に対して、ああいふものをやるかといふのは、少しおかしくないかといふふうな内部的に連絡し、また公庫の立場から指導するといふことも可能であらうかと思ふのであります。各府県にそれ／＼相談所をつくるということも困難かと思ひますので、さしあたり支所といったしまして、大阪でございまして、相談室程度のものをブロックの中心地点に設けて、その相談室と申しますのは、中金の支所を大体活用して参りたいと思つておるのであります。が、それも公庫の相談室といふことになつてしまつて、今のようないふことも重要な仕事のひとつとして扱わせて行かされたらどうかと考へておるのであります。いづれにいたしましても公庫と代運店、代理店とその代理店におられます中小企業者との関係が、もう少し円滑に行き得るようなくふを今後一段と重ねて行くべきものであらうと考へるのであります。

設備費の貸出しの中で増設というものがかなりの割合を占めておるという点から、いわゆる大企業その他におきまして二重投資その他の他の関係、これが中小企業の方面においても起るようなことがあつてはいけないかといふこととございまして、まことにさういふ存貯するのであります。私どもといたしましては、大体から申しますれば、設備能力の増加を来さざる内部の補強、内部の近代化あるいは当該企業として設備全体がバランスがとれておらないといふふうな場合、そのバランスのとれておらない点に設備の若干のつぎ足しをやれば、全体が調子よく動くかといふことになることもありましよう。さうな場合においては、若干の設備の拡張といふことになつても、これは金を貸すといふことが必要であらうかと思ふのであります。私も今年の春ごろ若干公庫の貸出し先を歩いてみたのでございまして、なか／＼みな設備の急所急所をとらえて、そこを公庫の金によつて合理化して行くという方向へ努力をされておるのを目のあたり見まして非常に愉快に感じたのであります。私どもといたしましては、今後単に代運店の金融上の見地からのみの、貸す貸さないの決定のほかに、大きく申しますれば政府全体の経済政策、あるいはさういふものから来ます、公庫の貸出しについての方針といふものが要請されることに相なりますれば、それが代理店に十分に反映するような方向に持つて行かなければならぬと思ひます。特にこれが二重投資でありますとか、あるいはむだな方向へ金が流れるといふようなことになつては相ならぬのでございまして、さういふ方向はもとよりやめるとしても、中小企業全般の各業種に金を流して行く関係でございまして、さういふ重点主義的な貸出方針はなかつた、この公庫の運用といふものはなかつた、むずかしからうと思ふのでございまして、ごく大まかな点についての御注意のありました点は、今後運営

の上でも十分注意して参りたいと思ひます。運転資金に關しましては、当初公庫が業務を開始いたしました以来、審査能力その他の関係から、運転資金はちよつと見送ることになつてしまつて、設備資金にスタートをした、その後運転資金につきましても、一応一年以上の長い運転資金といふものはかようなものであつて、これに該当するものには金をお貸しいたしますといふことを申したのであります。が、すでに設備資金を貸してくれといふ、俗語で申しますと行列が相当長くでき上つておりますために、運転資金の希望者が何十番目かの行列のあとにつかれたといふふうな関係もありまして、今までのところ設備資金貸出しの方が非常にふえておるわけでありまして、もとより設備資金と運転資金とは企業として行はらねばならぬといふことは、両方見合つて出さねばならぬといふことは当然であらうかと思ひます。が、私どもとしましては、今後デフレの状況にありまして、金融が引締まつて来る、財政の面もこれに歩調を合せて来るといふことから、中小企業者が非常に苦しみに出あらうといふことになりますれば、いわゆる長期運転資金によりまして、企業の安定を期するといふことが非常に必要になつて来るのではなかつたかと思ふのであります。インフレの状況にあつてはごまかしきれた企業の内部の欠陥といふものがデフレのときには隠れやうとして隠れられ、必ず外へ現れて来て、その企業を倒すといふふうな結果に相なるわけでありまして、公庫の運転資金等につきましては、さういふ面に使つていただいて、

企業の内部を健全にする、企業の運営を安定せしめるといふ方向に御利用願いたいと思つております。さうな趣旨から公庫におきまして、今後運転資金の貸出しの面に特段の努力を払うといふような態勢にいたしておるのでございます。今後さうな意味において、御注意にありました点を、十分公庫の運用に生かして参りたいと思つております。

資本金一億円の点は、従業員が三百人未満のもので資本金一億円というのがまぎれ込んだのではないかと思つております。

それから五百八十八名というのは、おそらく鉱山等で従業員千人まで認めるといふことにいたしましたから、五百八十八名というものが入つておる。これは五百八十八名で資本金が一千万円未満で入つて来たというよりは、むしろ炭鉱の關係、あるいは鉱山の關係で入つて来たと思つて方が正しいかと思つております。業種は調べまして別途お答えいたしますが、りくつから言へばこれはおそらく三百人に入つて来ましたが、あるいは鉱山等における従業員千人というので入つて来たか、要するに従業員關係で逃げたやつだと思つております。

○齋木委員 関連して……。ただいま企業庁の説明を聞いてわかつたのですが、私が一点聞きたいことは、代運店制度に対するところの考え方として、国民金融公庫のごとく、各府県とか主要都市等に直接な機關を設ける心構えはないかどうか。取扱銀行業者は、自分の金融機關のわく内におけるところの取扱いはやるけれども、そういうのはほかの關係のないような中小企業に

対しては、厳格な規定と申しましようか、説明等をして、なか／＼融資をしてくれないかというのが現在の成り行きではないかと私も考へております。で、国民金融公庫のごとき直接の支店、出張所というふうなものを設置いたしまして、そして徹底させる。苦情処理相談とか何とか、そういう苦情といふものを予想して考へるようなこととやなくて、その機關が直接に苦情の起きにくいような親切心をもつて融資のあつせんとか、融資に當るといふことが原則であつて、苦情が起るようなことを予想してやるということとは、まことにまずいのではないかと、予想するといふことはもつてのほかであらうと私も考へるもので、そういう点についてお考えがあるかどうかをお聞きいたしたいのであります。

○岡田(秀)政府委員 昨年公庫ができます場合に、大体公庫は非常に簡素な形で、人間もそう使わずに、経費もたくさん使わずに、そして全国の中小企業者には広く御利用願ふという形で、この代運店制度をやるといふことでスタートしたのであります。これはいろいろ考へ方もあらうかと思つておりますが、開店早々半年間に、十二月の末までにおきまして、貸出件数が二千七百件くらい、貸付で六十一億でした。それが現在の段階になりますと、四千件を越す程度のもので、もう百億を越したという状況であります。これは代運店がいろいろと悪口を言われながらも、全国に広く窓口を持つて処運しておるというために、やはりこの短時間でこれだけの貸出しの処運ができたといふことになるのではないかと思つております。

代運店貸しの欠陥もありますけれども、その長所もまたあるといふことをまず御認識願ひたいのであります。なお公庫が直接貸し付けることをやらねばいかぬので、苦情があることを予定しておるようなことはつもらぬじやないかといふお話もございまして。これはいかなる制度をやりましても、あらゆる關係者から全部おほめを願うといふことは考えられぬのであります。たゞとせばいろいろな方全部に金を貸すことができませんれば、よろしいか受けるのはやむを得ないのであります。その御批判のうち、ごもつともなものはなるべく行くように処運して行こうという趣旨から出たのであります。直接貸しの点につきましても、確かに直接貸しするだけの理論的根拠が十分あると思つております。ただ新しく金融機關をつくりまして、しかも全国的に仕事をやる金融機關でございまして、かりに直接貸しをやるにいたしますれば、店舗の数におきましても、また特に公庫の設立の精神を体して、厳正公平、親切丁寧に貸出しに當り得る職員を相当数養成し訓練をして行くといふことは、なかなか容易ならぬことなのであります。もしたな人間を集めて直接貸しをやつて、これがちよつと成績が悪いといふと、おおよそどうにもならぬくらいおしかりを受けようと思つてございまして、やはり直接貸しをやり得るには、それだけの準備があるかと思つております。そういう点でやつて参りたいと思つてございまして、大体日本興業銀行なんかで聞いてみますと、直接設備資金等の長期資金關係の処運をや

るといたしますと、一人で一箇月三件ぐらいしかやれないやうであります。そうしますと、代運店貸しを併用しながらは申しながら直接貸しをやるといふと、相当な人間を用意しなければならぬといふことになるわけでありまして。いろいろな情勢がこれを許すやうになりますれば、直接貸しをやるということによりまして、代運店金融機關に刺激を与え、また公庫ないし政府の意思が、貸出しに直接反映し得る長所を發揮するように努力いたしたいのでございまして、今のところはむしろ公庫といいたしまして、今の状態において点数をかく方へ努力をする以外に、ただちに直接貸しをやるころまで飛び込むことは、できたい実情にあるといふことを申し上げておきたいのでございまして。逐次さうな方向に行くことができるやうになりますれば、非常にけっこうだと思つてございしますが、今のところはちよつと無理でございまして。

○齋木委員 ただいまの御答弁でございしますが、国民金融公庫等が、直接貸しの調査をやつて相当の効果を上げております。そうすれば中小企業金融公庫でも、そういうことはでき得ないといふことはあり得ないと思つてございまして。そういう心構えがあるかどうかといふことを私はお尋ね申すのであります。

○岡田(秀)政府委員 お答え申し上げます。国民金融公庫は国民金融公庫と恩給公庫といふものを引継ぎまして、本来相当な職員が初めからおつたのであります。それで現在のところにおきましてはそういう歴史がございしたから、相当金融の処運もできる職員が

すでにおつた、これを基礎にして現在千七百八人くらいの間があるわけでございます。中小企業公庫におきましては、とにかく昨年の九月から、人間を各方面から集まつてもらひまして、また新卒生なんかをとらまして、それを訓練しながら現在の業務をやつておるのでございまして、私どもの方といたしましては、情勢が許し、また金融公庫として直接貸しをやり得るだけの人的、物的條件が整うといふことになりますれば、直接貸しをやることとは、われ／＼としても喜んでやりたいと思つてございまして、今ただちにこれをやるといふことにつきましては、ちよつといたしかねるやうな状態であるといふことを申し上げておるわけでありまして。

○中崎委員 金融公庫において対人信用、対物信用といふのがあつたわけですが、対人信用に対してどの程度の貸付をしておるのか。

○岡田(秀)政府委員 公庫の貸出しにおきましては、大体担保をとるといふのが一応建前でありまして、そのほか保証人をとるといふことになつてゐるのであります。その担保と保証人との程度の割合を申しますか、ウェイトの置き方になつてゐるかといふことは、まだそこまでの調査はできておりませんので、何とも実績の御説明はいたしかねるのでございしますが、これはケース・バイ・ケースによつて、担保に十分なる力がありますれば保証人の方は軽く、担保がやや不十分でありますれば、保証人等に相当力を置いて処運するといふことに相なるやうかと思つてございしますが、ちよつと実績上の数字その他からの調査は、今のところ

といたしますと、一人で一箇月三件ぐらいしかやれないやうであります。そうしますと、代運店貸しを併用しながらは申しながら直接貸しをやるといふと、相当な人間を用意しなければならぬといふことになるわけでありまして。いろいろな情勢がこれを許すやうになりますれば、直接貸しをやるということによりまして、代運店金融機關に刺激を与え、また公庫ないし政府の意思が、貸出しに直接反映し得る長所を發揮するように努力いたしたいのでございまして、今のところはむしろ公庫といいたしまして、今の状態において点数をかく方へ努力をする以外に、ただちに直接貸しをやるころまで飛び込むことは、できたい実情にあるといふことを申し上げておきたいのでございまして。逐次さうな方向に行くことができるやうになりますれば、非常にけっこうだと思つてございしますが、今のところはちよつと無理でございまして。

持ち合せておられません。
○中崎委員 信用による貸出しは、いまだ一口もないのかどうか、それをお聞きしたいのです。単なる担保でなしに、信用のみによつて貸出しをした実例があるかどうか。

○岡田(秀)政府委員 この点については、今のところ資料を持ち合せておりませんけれども、公庫の金は原則として貸し出しては原則ではなく、必ず一年以上の長い金であります。従つて現在のごとき経済の動きから見まして、一年以上の金をお貸いたす場合におきましては、私はケース・バイ・ケースではあるといへども、相当の物的担保力というものを持たずして金を貸すというところは、この長期資金の運用から見て考えられぬのじやないか、こう考へておられるのでございます。原則として物的担保をある程度とつてやつておられると思ひます。

○中崎委員 どうも長官は、この金融についてはしろうとです。長期信用の場合においては対人信用があり得ないといふことになりまして、農林金融の場合にはほとんど長期信用です。それからまた国民金融公庫においても、相当の部分が純然たる信用貸しです。しかもこれがただ一年だけじやない。二年、三年、五年と相当長期にわたつておられる。ことに農林関係においては、二十年、三十年という長きにわたるものがあるが、大部分がこれは信用である。であるから、長期であるから信用貸しはあり得ないという考へ方は、私は認識が足りないと思ひます。それは、先ほど言ふように、国民金融公庫などの場合においては、あれだけの好成績を上げておられる。非常に広範

の人に對して、金額こそあるいは平均的には少い場合があるかもしれないけれども、場合によれば五十万程度の信用貸しもある。物的担保の場合においては、二百万円限度までは当然貸されるというふうなことになる。それが非常に成績がいいというこの例から見ても、これだけの金額を扱い、広汎な組織を持つところのこの中小企業金融公庫においては、信用貸しが一つも無いというのは、どうも私は長官は認識を欠いておられると思うのですが、この点も一度所信を聞いておきたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 これは私の所信というやうな問題ではなくて、代理店であります金融機関が、八割の責任を持つておられるのでありますから、それがどう考へるかということが根本にならうかと思ひます。それによつても、私としては、先ほど申し上げましたやうに、物的担保をとることがこの中小企業金融公庫の貸出しの部面については原則であらうといふことを申し上げたのであります。それは今でも私はかわらないのでございます。たとえば農業関係の貸出しというものにつきましても、この産業の性質から申しましても、借りた人がどこかへ動くといふふうなこともそうありませんし、それは早急があるとか、昨年のように不作があるとかいふこともございまして、けれども、金銭的に見て、製造工業であるとかその他の中小企業金融公庫が貸出しの対象としたておられます。業体と比べて非常に差がある。いわゆる中小企業金融公庫が昨年できまして、附帯決議でありましたやうな、原始産業といふもの製造工業あ

るいは販賣業等との間には、相當の差がありまして、公庫についても別途つくり、また貸出しの期限にいたしまして、片方の方が非常に長いし、いろいろと特殊の扱いをしていふ。これはやはり対象の性質が違ふのじやないかと思ひます。国民金融公庫につきましても、これは事業資金貸出しにいたしまして、この中小企業公庫とは大体一件当りの貸出し金額が非常に少いといふこと、それから公庫それ自体の貸す趣旨が、純粹の経済的なものといふよりは、そこに幾分の非経済的な意味も加味されたやうな貸出しの趣旨もあるわけでありまして、更生資金でありますとか、その他のやや社会政策的な貸出しの金も同時にあつておられるやうなわけでありまして、比較的成績のいい資金の回転をいたしておられますことは、私も承知いたしておるのでございます。しかしながら私の方の公庫にいたしましては、貸出しの対象は国民金融公庫よりは、やまとまつた方面をねらひまして、長期の事業資金をお貸しするわけでございます。従つてこれらと比べて、この中小企業金融公庫の場合に、純粹に物的担保なしに人的信用だけでやつてさしつかえないといふ切なる場面があるのかどうかといふことについて、私はいろいろ金融の専門家に聞いてみますと、やはり物的担保はある程度とつておかなければいけないのだといふのが、従来の研究によります大體の結論のやうに承知いたしておるのであります。なおおそれる点について、公庫側においても保証人と担保の関係等につきましても、十分研究をさせておられますので、そういう点についての確信が

得られますれば、またさうな方向に動くこともより不可能ではないと思ひます。なお今後の研究にまかしたいと思ひますけれども、今までのところは、担保なしに貸すのは金融常識に反するといふのが結論でございます。

○中崎委員 国民金融公庫法によると、先ほど言つたやうに五十万程度の信用貸しはたくさんやつておられる。それがどうかといふと、ただ一人や二人ではない、十人といふやうな多数の人間をやることによつて危険の分散をしておられる。言いかえれば、物的担保が一時的にいくら十分だと思つても、条件によればこれは非常に不安定のものであります。それよりは、人間を何人も金縛りにしておくことが、より安全なんです。だからこの点についても、十分の研究をされて——中小企業者は元來十分の物的担保がないのが本來の姿なんです。しかも十分の担保を要求されても、なか／＼まかなえるものではない。その点極端であるのだから、その点は事業の實際において、この事業はこゝろがややつておれば大丈夫だといふ人間的信用が十分に安心感が置ける、その方がむしろ安全なんだ。これは普通の銀行に行つて研究してみても、あんなさういふ信用貸しをやつたところがある、あるときには悪い場合もあるけれども、長い間めんどろを見ておられる例がたゞさんあります。だから、人的信用もやはり一つの大きな信用の要素であるから、十分の重きを置いて考へて行く方向に、今後の運営をしてもらいたいと思ひます。ただあんな言われるやうに、普通の金融機関

を通じてやるものだから、やはり人的信用だけではなかつて、出しにくいであらう、それはわかる。そうすると、そういう場合には、むしろ直接に公庫でやるということも、今後においてはあつて考へていただきたい。いろいろ考へ方の相違はありますけれども、この点もあつて研究してもらいたいといふことを、私は要求しておきたいと思ひます。

それから次に、銀行に對する代理店の手数料は四分五厘が普通であります。これは國會における決議の趣旨に反しておられる。しかも現実に四分五厘まで高く引上げて行かなければ、銀行が扱わないのかどうか。たとえば国民金融公庫の場合、あの場合には小額のものになるのですが、そういう場合においてもでありまして、こんな四分五厘も出さなければ普通の銀行が扱わないのか。この金庫の金は、割合に金額のレベルが高いのでありますから、そんなにたくさん手数料をやらぬでもいい。普通の銀行はもうけておられるのだから、それはどさ／＼しないでもいいのだと考へておられますが、このコストについて研究されたことがあつか。たとえば一口五十万円なら五十万円、百万円なら百万円の貸付をするの、どの程度のコストがかかるか。あるいは先ほど言われた国民金融公庫の場合に、千七百八人の職員を持つておられる。これはこゝろ、二年にふやしておられます。実に運営がうまい。扱つておられる件数もぐん／＼伸びておられる。それであれだけのものをこなしておられるのだが、この公庫においても自分のところで、直接ある程度の金額以上を扱うといふやうな考へ方をもあわせ考へ

ておられる。それはこゝろ、二年にふやしておられます。実に運営がうまい。扱つておられる件数もぐん／＼伸びておられる。それであれだけのものをこなしておられるのだが、この公庫においても自分のところで、直接ある程度の金額以上を扱うといふやうな考へ方をもあわせ考へ

ておられる。それはこゝろ、二年にふやしておられます。実に運営がうまい。扱つておられる件数もぐん／＼伸びておられる。それであれだけのものをこなしておられるのだが、この公庫においても自分のところで、直接ある程度の金額以上を扱うといふやうな考へ方をもあわせ考へ

て、一人当りのコストがどのくらいかかるか一応検討してみられたことがあるかどうか。

○岡田(秀)政府委員 それは国民金融公庫が連帯責任でやる場合に無担保で貸す場合がある。これは私もよく承知いたしております。しかしながら国民金融公庫も、五十万円以下を貸します場合には無担保で、連帯でもよろしいのでありますが、これが二百万円のもつと大口の部分に入つて参りますと、必ず担保があるということにいたしておるのであります。私どもの公庫の貸出からいいますと、二百万円という程度が平均になつて来ておるのでございます。従つて国民金融公庫といえども、金額が張るものはただ人的担保だけでなしに、物的担保もとるといふ建前にいたしておるのであります。これを総合勘案してみますと、担保をとるといふことは、やはり金融上の常識じゃないかと思ひます。また一方において、中小企業者は担保がないという点もあるかもしれませんが、保証人という人的保証につきましても、同族会社で重役が自分の会社の保証をするというふうな場合は割合よろしいかも知れませんが、他人の債務を保証するといふ意味における保証人を募集するといふことは、探すことはきつめてむずかしいという事態は多いのじやないかと思ひます。私どもの公庫の方では、担保の場合にも、不動産を担保をとつて貸すという関係もございまして、担保をとることによつて非常に都合が悪いということ、むしろ人的担保に考え方を移した方が便利じやないかというところは言えるか言えぬか疑問があると思ひます。その点

のところは今後十分研究を加えてやつて参りたいと思ひますが、今のところはさうな気持ちであることを申し上げる次第であります。

中小企業金融公庫の代運店に対する手数料が四分五厘ということでありまして、これは先ほども申し上げましたように、甲方式の場合であります。代理店が八〇%の責任をとつておる場合にありまして、貸出金額が三百万円に至らざるものについて、手数料を四分五厘やる。三百万円を越えるものについては四分ということにいたしましたのであります。附帯決議におきましても、「最高年四分程度」とここに書いてございまして、三百万円の上下によりまして、手数料に差をつけて、それによりまして、小額のものといへども金融機関が区別せずに一できればかえつて小額のものについても熱心にやるといふ態勢をつくりたいと思つていたしたのでございまして、私どもの見解では、必ずしも当委員会の附帯決議に反してゐるものとは考えないのでございまして、同時に他の金融機関のやり方を見ましても、国民金融公庫は責任を五〇%負担せしめて、手数料を五分やるというふうなことも、また日本開発銀行が中小企業の貸出しをやつておりました分は、代運店に一〇%の責任を負わせた場合にやはり手数料を五分やつておつたのであります。それらの点から考えますれば、この公庫の代運店に対する手数料というものは、甲方式の場合に四分が原則であり、三百万円を下小額の分について四分五厘、乙方式の場合には三分五厘が三百万円未満、それ以上は三分というふうな形になつておりますので、多過ぎるというふう

には考へておらぬのでございまして。

○中崎委員 私たちの常識的な見解では、大抵三分程度が妥当じやないかというふうに考へております。それでおかつ銀行が扱うのか扱わぬのか、そこをほんとうを言へばもつと真剣に検討してもらいたかつたのです。四分というのは最高を示すものであつて、その最高の、四分はぜひ出さなければならぬというふうな考へてもらう必要はない。いわんや四分五厘というものは限度を越えておるものです。私たちの常識的なところでは、金額にもよるが、三分程度なら十分だと考へる。実際にいって銀行といふものは、そのほかにそれだけの幅の利ぎやの危険といふふうなものがあつてある程度でありまして、その場合にいへば長い間の経験に基いて慎重にやつていて、なかなか簡単に金を貸出しするものではない。であるから、たとへば手数料をもらわぬで、自分で金を調達してやつた場合にも、同じ危険性が十分あるはずだと思ふ。しかも政府の方で三割なら三割といふものを負担すればそれだけ負担になるのだから、通常の手数料としては三分もあればたくさんだと思ふ。そこでいへば資金運用のコストを公庫自体でやるならばどの程度の費用がかかるのか、それを一応検討されたら自然出て来ると思ふ。それには国民金融公庫なんかの実例もあるのだから、そういうものを一応基準にして、それらしたものをコストを検討されれば、それが妥当であるかどうかはすぐ出て来る。いずれにしても四分を越えたものは非常に私たちは高いと思ふ。その点についてもう一度御見解を聞きたい。

○岡田(秀)政府委員 先ほども申し上げましたように、国民金融公庫は自分で直接貸しをしなから、代理店に對しましては五分の手数料をやつておるのではありません。つまり五〇%の責任を代理店に持たせながら、五分の手数料を国民金融公庫はやつておる。日本開発銀行が従来中小企業向けのものをやつておつた場合にも、五分やつておつた。あるいは長期信用銀行が代理貸しをやれば、それにきまつてもそれ相応の手数料が出ておるといふことになつておりました。この公庫に、他のパランスをはずしたような手数料をつくらうといふことは、公庫の金について中小企業者に親切、丁寧にやつてもらふという趣旨から言つて、やはりおかしいのではないかと思ふのであります。世間並の手数料をやる、そのかわりに代理店としては中小企業者に親切、丁寧にやつてもらふといふことが、私にむしろよろしいのではないかと思ふのであります。手数料を三分にするか四分にするかといふことは、最終金利には全然無関係でございまして、やはり代理店手数料というものは世間相場があるものでありますから、世間相場並にやつておいて、そのかわり実が上という方向に行つた方が實際的ではなからうかといふのが私どもの考へ方でございます。

○中崎委員 世間相場と言われますが、たとへば平均五万円程度の一口の扱いをするのと平均一千万円程度の扱いをするのでは、非常にコストが違ひます。たとえば五万円程度で五%手数料をやつても、たつた二千五百円しかならない。ところが一千万円だつたら五%ですから五十万円です。だから何ぼの金額のものを一平均的に扱うか、これが大きな問題なんです。たかが五万円一口では、手形も出さなければならぬし、印紙も張らなければならぬとなると、紙代や何かで消えてしまふわけですよ。ところが五十万円なり百万円になると、ところどころかわつて来るのです。だからそこをひとつ考へて、国民金融公庫と中小企業金融公庫と同じものなら、中小企業金融公庫は必要でないのだから、すなわちその金額において開銀と国民金融公庫との中間的な扱いをする、こういうところについて、のねらいがあり、存在意義があるはずである。従つて国民金融公庫を標準にされて世間並と言われても、私は長官の考へ方がちよつとおかしいのじやないかというふうに思ふのですが、もう一度、金利の点についてさらに一度検討してみれば余地があるのかないのか、それをお聞きしておきたいのです。

○岡田(秀)政府委員 私が世間並と言ひましたのは日本開発銀行が従来やつておりましたのは一〇%の責任で五分の手数料をやつておつた。国民金融公庫は五〇%の責任で五分をやつておる。今度の中小企業金融公庫は四分が原則で、三百万円を割る小額の分について四分五厘にして、三百万円を越えるものは四分にしてゐる。こういうわけでは、日本開発銀行なりあるいは国民金融公庫のそれらの状況から見ても、ちよつと中間のどのところの合ひにあるので、世間並の手数料ではないか、こゝろ考へておるのであります。なおこれはお説のように、この手数料をだんだん下げて行つて、安くやつてもらふといふことになれば、公庫としてはもと

より願わしいこととございまいしょうけれど、今のところは公庫が仕事を始めまして、まだ半年になるかならぬかのところであります。代連店の方としてもサービスの方へ意を用いてもらうようにやつた方が、かえつて公庫の運用上よろしいのじやなからうかというふうに考えた旨を申し上げたわけでありまして、今後ともそういうふうな誘導して行く方がよろしいのではないかと、こう考えております。

○中崎委員 次に先ほど長官からのお話では、銀行においては今後の場合において全額危険の責任を持つ、そういうふうにしてやりたいというふうな話もあるということでしたが、そうですか。

○岡田(秀)政府委員 そういうふうな希望を今持つておる向きもかなりあるのではありませんか、私どもとしては一〇〇%責任の形で代連店にやらすような方法も考えてみよう。しかし手数料料としたしましては、三百万円までは四分五厘、三百万円を越える分については四分という現在の甲方式の手数料以上の手数料を出す意思は毛頭ございせん。

○中崎委員 かりにそういうふうな場合が考えられるとして、全額金融機関が責任を持つ、その場合においては手数料は一体どういうふうになるのですか。まだ上つて六分、七分、八分になるのですか。

○岡田(秀)政府委員 今申しましたような現在の甲方式の手数料、三百万円までは四分五厘、三百万円を越えるものは四分という手数料より多くの手数料を払う意思はない。これは今申し上げたばかりでございます。

○中崎委員 そうすると、今度は危険は今までもよいけい持つのみですか。今まではたとえ甲の場合においては三割、それから乙の場合には七割ですか、そういうふうになつておるのが、今度は全額持つというわけなんです、危険負担分というものは全然考慮されないのか。

○岡田(秀)政府委員 代連店として今八割ぐらゐまで保証するならば、一〇〇%責任を持つてやるようにさしてもらった方が銀行としての事務運営上便利であるという考え方でございす。従いましてきようならば一〇〇%という制度をつくつてみたらどうかと思つて今研究をいたしておるのでございますが、かりにさようなら一〇〇%の制度を実施するといつたとしても、手数料の上においてこれを優遇するようなどは考えたくないと思つて、考えるつもりもございませんと、このことを申し上げておきたいと思ひます。

○中崎委員 そうしますと、かりに一〇〇%の責任を持つて向うが貸出しするということになれば、むしろひもつきの預託金にしたらいいと思つて、そういうしたら手数料は一文もいらぬ、そういうふうなことで徹底したらどうかというのを考えるのですか。

○岡田(秀)政府委員 それは預託金の場合でありまして、それから一〇〇%の責任と申しまして、その都度のケースについて公庫の方へ資金の交付を求めるといふ意味で、一応連絡しなくちゃならぬわけでありまして、さうし、やはり公庫の仕事というものが間違ひなく行つておるかとか、あるいは

中小企業にあらざる者に貸しておるか貸しておらぬかというふうな一応の形式的審査はやはり一〇〇%の責任におきましてやらねばならぬわけでございますから、金を預託しておいて、その範囲内において自由に運営をまかすというのとはよほど事情が違ふと思ひます。

○中崎委員 オーバー・ローンの日本の金融状態においては、今は金融機関は資金がほしい、だから今言つたように、三割も政府の方で危険の負担をやつてやるというても、そんなものは必要ないのだ、全額自分の方で負担をやるから資金をまわしてくれというわけなんです。そうすると結局において資金をまわす場合においては、今みたように、これはこういうふうな方向へ運用してほしい、とひもをつけれられると思ふ。それでもなおかつ金融機関は利益金が出て来るのだから、そういうふうな直接公庫で大口なり必要範囲は自分のところで将来持つてやつて、そしてそれ以上のものは、今の金融機関に預託したいな形でやつて、そして大局的な一つの監督をする、指導もする、そのかわり危険の負担も持たないという形になつてもいいのじやないかというふうなことを考えるのです。徹底すればあなたのように、向うが全部危険の負担をするから、それでそういうふうなものを貸すというふうなことを考えておるといふ、そこまでは徹底して、預託金の制度でやつてしまつた方がい

いのか、めんどろも見ないけつこうじやじやないか、ただ監督だけやればいいのじやないかと思ふのですが、その点どうですか。

○岡田(秀)政府委員 一つの御意見として拝聴いたすわけでありまして、金を預託しておいて、その間の金のもどりを、手数料をやらないかわりに、その金を自由に扱ふというところは、公庫の趣旨から見ればはた不適当であらうと思つてはなはだ不適当でありまして、やはり代連機関が現実の公庫の目的とする趣旨によつて金を貸すということが決定した場合に、公庫からその金融機関に金が流れるという趣旨で進むのであれば、やはり預託という制度による金とどこへどうなつておるかわからぬような状態は少くとも避けたい、私は現在のところさう考へておるのではありません、行く／＼は公庫の直接貸しというものができる情勢になりますれば、これは、代連貸しと直接貸しとの関係において、さらに公庫の権威というものが確立して来るであろうと思ひます、いづれ一〇〇%の責任を銀行に持たすということになり伴つてやれるということもございせんし、一〇〇%の責任を持つと申しましたも、その持つておるのが公庫のわくの中においてやつておるかどうかということについては、やはり公庫としてもならみをかきなければならぬといふ関係もあつて、かりに一〇〇%責任のものをつくるといふまでも、その運用として、金をあらかじめわくをやるのじやなくて、金を預託しておくという形において一〇〇%責任を運用するといふことは今のところは考へていない、こう申し上げておるのであります。

○長谷川(四)委員 長官はもうくたびれたらうから振興部長でけつこうです。中小企業という定義にあなたの方の間違ひがあらはしないかと感じます。ですから中小企業者といふものの定義をここではつきり述べてください。

○岡田(秀)政府委員 中小企業の定義と申しますれば、少くとも公庫の関係におきましての中小企業者の定義は、「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。一、資本金の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの、二、中小企業等協同組合、農業協同組合、農協協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの、三、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員数が三百人以下のもの(前二号に掲げるものを除く。)」四、調整組合及び調整組合連合会、五、酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもの、こういふふうになつております。

○岡田(秀)政府委員 今申しましたような現在の甲方式の手数料、三百万円までは四分五厘、三百万円を越えるものは四分という手数料より多くの手数料を払う意思はない。これは今申し上げたばかりでございます。

いろいろの点を総合的にやるというの
が今までの行き方になっておりますの
で、その点で御了承を得たいと思いま
す。

○長谷川(四)委員 複雑化する云々とい
うのはあなたのおつしやる言葉では
ございません。あなたは中小企業庁長
官でございます。あなたが今の通商産
業大臣ならば、複雑化するから中小企
業に入れたというのならばこれはわか
りますが、あなたが複雑化するから
云々だと言うことはもつてのほかの言
葉です。あなたには中小企業庁長官と
いうりつばな名前が与えられてあるは
ずです。中小企業庁長官としての御答
弁をなさい、それはあなたの大きな間
違ひであり、越権です。そういうよう
な大きな間違いを犯しては行き過ぎで
す。すなわちこういうような中小企業
を担当する長官として、消費生活協同
組合というものをどう見るかというこ
とです。複雑化するから云々というこ
とはあなたのおつしやる言葉でないとい
うことは先ほど申し上げた通りであ
ります。中小企業庁長官としてお答え
ください。

○岡田(秀)政府委員 いろいろとおし
かりを受けて恐縮ですが、私もほは選
在のところで公庫といたしまして、
医療とか他の所管の小企業者、中
小規模の事業をやつておる者という意
味における限りにおきましては、他の
省の所管につきましてもいろいろと施
策をやつておるわけでありまして、従
いましてそういう趣旨から消費生活協同
組合というものも小規模の形において
事業を営んでおるという意味において
中小企業者と考えて、この公庫の対象
なりあるいは信用保険の対象なりにし

てもさしつかえないのじやないか、こ
う考えまして改正を御提案したわけ
でございます。

○長谷川(四)委員 大分時間もたちま
したから、長官も委員会の意見を十分
尊重するとのことでございますので、
新しく私たちの考えている修正等もご
ざいますので、今日は私の質問はこの
程度で終りまして、明日は修正の案を
持つて参りますから、それを御採択く
ださることをお願い申し上げまして
私の質問をこれにて打切つておしま
す。

○大西委員長 山手君。

○山手委員 中小企業金融公庫の問題
でございますが、いろいろ実地に貸し
出しておる状況を見ますと、われわれ
も、どうもこれじやいかぬという点
が多々あると思ひますが、さつき同僚委
員からもお話があつたかと思ひます
が、要は私は代貸しというものをど
ういうふうに見るか、あるいは公庫の
性格をどういうふうに見て行くかとい
うことから問題が発足しておると思
ひます。そこで代貸しの場合において
は、危険負担の大部分を代貸の方に背
負わして中央の方では二割か三割しか
危険負担をしない。国家は二割か三割
しかしない。従つてこれは形式的な最
低限度の書類審査だけで行つて、そこ
にどつちが危険負担をどういうふう
にするかという問題があつて、末端にお
いては六割も七割もの危険負担をする
んだから、お前たちには貸せないとい
う気分が代貸店の方に起きて参る、そ
ういうところにもこの窓口に行つた者
に対して非常に不愉快な感じを与える
原因があらうと思ひます。この点は私
は法には直接の規定はないと思つてお

りますが、施行令何かでおやりにな
つておられるのでありますが、どうい
う経緯であの危険負担率がとられたも
のか、もう一ぺん詳細にお聞きしてお
きたい。

○岡田(秀)委員 現在公庫でやつてお
ります貸出しの方式は、甲方式であり
ますので、いわゆる代貸店が八〇%責
任を持つて公庫が二〇%責任を持つ。
乙方式としては代貸店が三〇%責任を
持ちまして公庫が逆にな七〇%責任を持
つ。この八〇%と二〇%、逆に三〇%
と七〇%という比率が一番いい形のも
のだという科学的な根拠を申し上げます
が、それはなかなかむずかしいのでご
ざいます。これは開発銀行が従来一
〇〇%で代貸店に責任を持たせてやつ
て来た。しかし一〇〇%責任を持たす
というところであると、せつかく公庫と
いう国の機関ができて金融を始めるの
に、代貸店に一〇〇%その責任を持た
したのじやせつかくのあたりがた味と申
します。普通金融機関では貸せな
い金を貸すのだという建前から見て、
やはり公庫の方においてもある程度の
責任を分担するという形で行かない
と、一方においてぐあいが悪いのじや
ないか。貸出しの対象の状況によりま
なればならぬけれども、これは今後
大いに伸ばして行くことが必要だとい
うふうなケースがかりにあるといたし
ますれば、さうなものは代貸店の責
任が非常に多くては貸しにくいけれど
も、少なからず貸しにくいとい
うことが出て来るであらうと考えられ
るのであります。さうなわけで甲
乙両方の制度をつくりまして、まず銀
行側に大体の責任を持たせて、公庫の

方は簡単に済ませて行こう、というの
は代貸店に八〇%持つてもらつたなら
ばこのくらいでいいんじゃないか、そ
れから公庫の方で責任を大体持つのだ
けれども、しかし代貸店の審査その他
にも依頼をしないでならぬわけであ
りますから、全然代貸店の責任がゼロ
ということになつてもかえつてこれは
ぐあいが悪からう。だから三〇%程度
の責任を代貸店に残しておいたらい
いんじゃないか、かような配慮からい
して来たのであります。特に科学分
析とかいうむずかしいことでやつたの
ではないので、ある程度腰だめのねら
いという点もあらうかと思ふのでござ
います。

○山手委員 長官の御説明はよくわか
るのであります。その通りであらう
と思ひますが、頭の向け方が私ども
の向けておる方向と逆の方向に向つてお
いになるように思ふ。というのは公
庫というものは、一般金融機関とは
違ふのであつて、中小企業の特長性
かんがみて、特別に国家が財政資金を
放出してめんどうをみてやろうとい
うことが公庫の発足の本意であります。
従つて私はこの代貸店が、自分が審査
をし、大部分の採否を決定するから八
〇%持たす。中央の方は形式的に審査
をするだけで、二〇%の危険負担をす
るという点では、公庫自体を発足さ
せた意味が非常に少なくなつて来る。こ
の甲の方式においても、私は代貸店の
危険負担は二〇%程度でよろからう、大
部分は国家が危険負担をしてやつてこ
ろ、中小企業金融公庫を発足させた趣
旨が生きて来る。乙方式になつて大部
分が中央の公庫自体によつて、審査さ
れる場合には、私はむしろ地方

の代貸店、窓口になつた方の危険負担
は、単に取次ぎの手数料だけやつてお
つて、そんな危険負担をさす義理合
いでもないであつて、それは一〇〇%
中央がむしろ危険負担をかぶるべし、
私はさういふことに徹しなければこの
金融が引締められて、中小企業金融
がよい。逼迫をして来つたところの
状態では、ほんとうに公庫が生きて
来ないと考えるのです。それを市中銀
行の金融的な考え方では、責任の
割振りをされたところに、窓口に行つ
た一般国民の非常に当惑する原因が生
れておると思ふ。さういふことにつ
いてどうなんでしょうか。私もこの問題
についても先般少し研究をしておつ
て、ほかの開銀とか何とのかの法律には
ないのではありませんが、法律の中に、こ
ういう危険負担の割合についても少し
書き込むくらいは修正をすることはど
うであらうか、さういふことを一応考
えておるのであります。政府側の方
の見解を承りたい。

○岡田(秀)政府委員 いろいろと具体
的に御指摘をくださつて私ども非常に
敬意を払つておると思ひます。まず私
どもは、中小企業者がいろいろと自
己の企業を運営して行きます上にお
いて困つておる点は、どこにあるかとい
うのを考えてみますと、第一に中小企
業にまわつて来る資金源が非常に少
ない。中小企業金融公庫をつくりまし
た趣旨は、資金源のうち長期資金源を確
保しようという趣旨でつくつたのであ
ります。さういふ趣旨が、さういふ
趣旨が生きて来る。乙方式になつて大部
分が中央の公庫自体によつて、審査さ
れる場合には、私はむしろ地方

批判の大部分はこういうところから来ておると思ふから、各党の人々と協議をして善処をする。しかし法律によらないでも、実際にこういうふうな改善をして行くという政府側の誠意のある手が打たれるという見通しがつかないならば、そういうことはやらなくてはよろしくないと思うのですが、私は委員長に申入れをしておきますが、この法案は、この問題をもう少し研究してからあがるようにしてもらいたい。と申しますのは、この書類にいたしても、簡略にということをや昨年以来申しておりました。ところがなるほど簡略にはなつていますが、窓口から公庫に来るべら／＼の調査書類がきつめて簡略であるというので、実際に貸付を受ける方が窓口に出す書類は、ちつとも簡略になつておりません。それはお調べになると非常によくわかりますが、簡略になつておりません。あるいはまた公庫から窓口へ送金をされる送金のされ方なんかを見ても、まことにきつくない送金をしてもらいます。たとえて言えば、何日と何日というふうな一月のうちに日を切つて送金しておる。従つて中小企業者が窓口に行つて、何とかしてあつて、あつての金融がついたといふふうな場合でも、いや送金がどうとか何とかいふふうなことでは窓口は断つたりしている。それについては公庫は何か改善の手を加えようとしておらない、というのが実態でございます。その大部分の責任を代連店、窓口を負わしているから、公庫の方としてもあまりのことは言えない、気難に金融をつけてやるという趣旨が徹底して行かないといふことになるのであるまいか、こう

いうふうな気がいたします。でありますから、これは各党とよく相談してその成案が得られるか、政府側の方で十分の説明が得られて初めてこの法案はあがるようにしていただきたい、これを申し入れておきます。

○小平(久)委員 最後に簡単な点を承つておきますが、業種の点です。十七条ですか、指定業種があるようですが、この点も先般の小委員会でもよく話が出ましたが、たとえば床屋さんであるとかあるいはクリーニング屋さんとか、こういうものから、この業種指定になつていないので、非常に困るという陳情をわれ／＼は受けておるのではありません。その他われ／＼の耳に入らない部面でも、そういうものがあるのではないかと申す、こういうふうなことに列挙主義で限定するということも一つの方法ではありましようが、場合によつては、いわゆる中小企業という觀念に一般世間で入るものは、なるべく広く入れてやるということが私はいいのではないかと申すのですが、そういう点で何か当局で考えておられることがあつたら、ひとつこの際承つておきたい。

○岡田(秀)政府委員 業種の指定につきましては、この法案が審議されます当時には一方では強くしほれといふふうな御意見もありましたし、いろいろありまして、一応十七条といふものになつたのでありますが、その後いろいろやつてみますと、さしたる出て来ましたが、クリーニング業などという問題が具体的に出来まして、さあそうなつてみますと、今指定しております業種とクリーニング業と比べて、クリーニング業は必ずして

然だといふよりもなかつて見つかりにくいのであります。そこでわれ／＼といたしましては、今のよう形で個別に書いておいて、これにクリーニング業ならクリーニング業といふものを追加するといふことにいたすのがよろしいか、あるいは大体十七か十八か何ぼになればもうこれ以上出て来ることでは考えられぬのだから、それでいいのだといふことにしておきますか、あるいは多少ゆとりのあるような書き方をしておけば、かりにクリーニング業といふような場合に、またあつて追加するといふことをせぬでもいいやうなふうなことにしておいて、今それ／＼研究いたしておきます。いずれにいたしましても、その辺は至急解決いたしたいと存するのであります。

なお山手委員の方から、いろいろの点で改善をするという見通しがつかないけれども、いふことではございまして、私が繰返して申し上げておりますように、来年度以降乙方式による公庫の運用を、積極的により得るやうな態勢ができたので、この乙方式の運用といふものを實際やつて見た上で、一体代連店と公庫との間の責任の割合その他といふものが、今の甲乙方式といふものでいいのか悪いのかといふことが實際に上つて来るわけでありまして、その運用の結果を見え、妥当な比率といふやうなものを見つめるやうな努力を続けて行きたい、かように言っているのではありません。あるいは公庫から代連店へ送金するといふやうな場合におきましても、これはもつぱら事務手続の関係で、月に何回か締切つて送

るといふやうなことが、あるいは必要なのかもしれないし、その二回がいけないければ三回にふやすといふこともできましよう。こういうものはもとより事務上の改善をして、サービスの改善をして、今後も努むべきものでございまして、ただ手続の問題といたしましては、少くとも中小企業金融公庫には運用上いろいろの色合いを持たすか持たさぬかは別といたしまして、貸した金は返してもらう建前の公庫であります。従いまして、経済界の現在の段階におきまして、二年なり三年なり五年なりといふお金を貸します場合に、借りた中小企業者が、その間どういふふうな事業の運営をやり、この金をどういふふうに使つて、そうしてどういふふうな金を返すのだという事業の見通しなり何なりについて資料を提出していただくといふことは、これはいづれにしても絶対に必要なことであらうと思ふのであります。その点と、それからなるべく中小企業者といふのは、いろいろの面において書類をつくることは下手な人が多いのであるから、なるべく簡単にしてやろうじやないか、またしてあげるべきであらうという、この二つの要求をどこで調和させるかといふことに苦勞をいたしたのであります。あれやこれやと苦勞をしておりませんが、結局この貸した人間がこれをどう使つてどうしているかといふことまでも、もういいかげんなところではよろしいのだといふことまで調和するのはこれはちよつと困難だと思ひます。今後とも両方の要求はどの辺で調和させるか、なるべく中小企業者が出しやすいうやうな書類にしくちやならぬと考

も、計理の面においても少し御勉強願つて、平生の帳簿の作成ができておられますれば、公庫で要求する程度の資料はできねばならぬと思ふのであります。その方向へも別途の方から努力を傾注して行きたい、かように考えているのであります。大体の意味から言つと、いま少し様子を見ていただきたい、かように私は考えるわけであり

○大西委員長 それでは両法案に対する質疑は一応終了いたしました。

○大西委員長 次に韓国人の鉅額債の問題について発言を求められておりますので、これを許します。帆足君。

○帆足委員 時間が移つておりますので、皆御迷惑でしようからごく簡単にいたします。実は緊急質問を提案いたしましたのは、鉅額債の、韓国人に対する特別規定が、四月二十七日に期限が切れるものでございまして、ただいまのうちに政府に御注意申上げて、ひとつ深甚なる御研究、並びにこの問題は多少政治的考慮も要する問題でありますから、通産同僚各委員の慎重な御考慮を参考に、ぜひともきめていただきたいと思います。

御承知のように朝鮮人諸君の状況は、朝鮮人の祖国たる朝鮮が長い間戦乱にあひ、二つにわかれて統一が行われておらないために、きわめて不幸な同僚すべき状況にあることは、御承知の通りであります。従つて今日一般外国人として認められておりますけれども、一般外国人の場合には、多くその国と日本との間に条約ができておりまして、財産権の取得等につきましても、外国人の財産取得に關する政令等

の規定がありまして、政府が認可いたしました場合には、國際條約に基いて当該外國人の權利を擁護し得るようになつておるのでございませう。しかし朝鮮の諸君の場合には、こういうような條約の規定がまだございせんために、南北朝鮮とも條約はただいまない状況でございませう。従つていろいろない面において、過去においては日本の植民地として取扱ひを受けておつた國々であり、發しのために、民族的な偏見をもつてこの人たちが過せられておるというやうな事情もあつておる。今日朝鮮人の諸君といへば、何かやみか犯罪の巢窟であるかのごとき偏見も多少流布されておるやうな状況でありまして、結局そういうことも、朝鮮人諸君の、環境の悪い、貧しい状況に置かれておること等から来ておることなど、十分了解しなければならぬと思つておる。また日本人の朝鮮及び中國における權利は、敗戦國として、また植民地收奪をやつた結果として、全面的に否定されておるから、彼我勘案いたしまして、われ／＼は何の權利も認められていないのに、朝鮮の諸君に相當の待遇を与えることは不均衡ではないかという御議論も承つております。しかし何分にもこれは大きな戦争のあとでございまして、過去の時代には正當化されておりましたも、今日の國際連合の輿論から言へば不當であると言われている、植民地收奪の混乱から起つたことも十分理解していただければならぬと思ひます。従つて隣邦朝鮮の國民諸君に対しては、できるだけの善解のある態度を示すことが、國の大きな利益からいつて私は望ましいことであると思ひます。積善の家に余慶あり

りという言葉がありますが、善根を施して悪いことはないのであります。今後朝鮮が統一されまして四月二十六日にはゼネヴァでアジア平和會議が開かれまして、朝鮮問題及びヴェトナムの問題も、解決の端緒をつかむと思ひますし、あと一兩年で、國際情勢も安定に向つて進むと思ひます。そういう重要な転換期でございまして、この問題につきましましては、政府当局においてはできるだけ寛大な理解ある措置を示されまして、一兩年経過をくらひになる方が國のためになるのではないかと私は思ひます。政治問題もからんでおることではございませうから、この問題につきましましては、深甚な御考慮をお願いしたいと思います。

○古池政府委員 たいだいまの問題はかねて御承知のように、一昨年の四月二十八日以後は、本来朝鮮の人々に対しては、わが法人の國籍をお持ちにならないうのでありますから、當然鉅業権者たり得ないのであります。しかしただちにそういう措置をとるのもお氣の毒なわけでありまして、本年の四月二十七日まで二箇年の過渡的な猶予期間と申します。これを設けまして、その間にでき得る限り合理的な措置をとつていただくように考へて参つたのであります。そこでその鉅業権の数はどのくらいあるかといふことをこの機会に御参考までに申し上げますと、昨年十一月に調べましたものでは、全國で七十件に上つております。これは試験權、採掘權、兩者合計であります。ところがその後だん／＼あるいは邦人に譲渡されとか、あるいは權利を放棄されとか、そういうやうな措置がと

られて來ておるのであります。したがひまのところで、資料いたしましては、二十五件がすでにさうな措置をとられたのであります。残つておりますのは四十五件となつておりますけれども、ちよつと資料が古うございまして、本年になつてからも、おそらくこの四十五件のうちのある部分は、適當な措置をされておるのではないかと考へます。そこでこの二年間になぜもつと多くかやうな措置がとられなかつたかといふことを想像してみます。私の方といたしましては、關係の各通商局を通じて、いろいろと御通知をいたしたり、その他の措置を講じておるのでありますけれども、鉅業権者の住所がまづたく不明で、どうしてもこちらの連絡がとれないといふやうな場合も多いのであります。わろ／＼われ／＼は朝鮮の人が非常にお氣の毒な事情にあることは十分に察しておりますし、ただいま御指摘になりましたように、朝鮮の方の中にまじめな、とつばな方もたくさんおられるのでありますから、決して偏見と申しますか、へんばな措置を講ずるつもりは毛頭ございせん。しかし二年間の特別な措置をすでに認めたのでありますから、これ以上さらに認めるのはいがかと考へて、一応本年の四月二十七日をもつてこの問題は打ち切りたい、今のところはかやうに考へておるのであります。

○帆足委員 この問題につきましては、朝鮮の利害關係者の諸君からも話を聞きまして、もちろん問題の解決はそういう利害の問題だけでなしに、やはり総合的考慮と、實際に即して解決すべき問題でございませう。現実の問題を調べておくことが参考になるようでございます。それから、私どもの方でも實情を調査いたします。また政府の方の調査の實情も伺ひまして、通産委員の諸君にもその實情をよく知つていただきまして、今打切ることが、適當な時期になつておるのか、それとももう少し考慮の余地があるのか、もう少し調査しておきめ願ひたいと思ひます。幸いに通産委員会も連日審議して開かれておることですから、どうか委員会の諸君の御意見及び調査も御尊重くださいます。円滑な御処置をお願いしたいと思ひます。早急な決断をしばらく延期していただきますようお願いいたします。

それからもう時間もございませうが、ただいま中小金融のことが問題になつております。朝鮮人の諸君に対する中小金融は、日本國民でありませうから非常な苦勞をしておる状況でございます。これに対しまして、実情に即して、やはり便宜をはかつていただくことが、兩國の將來のためにも好ましいことと思ひますので、あわせて御考慮のほどをお願いしたいと思います。

○古池政府委員 帆足さんがいろいろ具体的な事情も調査して、この問題をできるだけ円滑に、すべてをよく解決できるように御尽力いただくということと存じます。さうなわけで現在行方不明であります朝鮮の鉅業権者の方々の住所がわかるかといふやうなことがありまして、お申出になりますならば、われ／＼といひたいししてもできる限り御便宜をはかつて、權利の譲渡その他が都合よく参りますように御協力いたしたいと考へております。

なお金融の問題等につきましては、具体的な場合に適合いたしまして善処して参りたいと考へております。

○帆足委員 それではこの問題につきましては、さらに調査いたしまして、そして次官並びに責任当局にいろいろお願いもし、また御考慮も願ひますから、質問はこれで留保しておきまして、次会にまた御相談申し上げます。

○大西委員長 次に國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告を求められております。中崎敏君。

○中崎委員 時間も大分過ぎておりますからごく簡単に申し上げたいと思ひます。それでこの法律制定當時から問題になつておつたのですが、われ／＼としてはたゞ國際的な稀少物資に限らず、國內においても相當に物資が不足して、これは國民生活に大きな影響のあるといふやうな物資についても、やはりこれと同じ範疇において取扱ひをされるやうな規定にしてほしいといふやうな意向を述べたのであります。それが今日まで実現していません。たゞその後の後における経過を見ますと、國際的な稀少物資といふものは、むしろ戦争の緊迫感といふものが漸次緩和することによつて減つて來たやうな状況であります。逆に日本の國內の情勢から言いますと、國內的にこの不足するやうな物資が逆にできて來た、その問題がむしろ重要であるといふやうな段階に立ち至

つておるのであります。ことに石油のごときも國際的には物資は十分あるところが外貨等の問題とからみ合せてみて、正常の國內の需要にマツチするだけの供給というものは十分にできない、こういうふうなものである。一體どういふふうな措置をするか、この問題に対する適當な措置を講ずれば、日本の經濟界においては大きな影響がある。過般この農水産用の石油については、政府の方でもある程度の考慮を払われておるといふことを聞いておるのでも、こうした問題についての報告を要求しておるのであります。またわれわれには通産委員会を通じて報告を受けていない。ところがこの問題なんかも今相當に大きな問題ばかりでなく、さらに先般來問題となつておるバターの問題にしても、あるいはまた砂糖の問題にしても、非常に國民生活に重大な影響がある、しかもこれが一部獨占的な傾向を持つところの事業によつて、あるいはカルテル等の形において、あるいは少數の大きな資本家のえじきにされておるといふような、そういう事態になつておる、こういうふうな問題についても、すみやかに政府の側において方策を示されて、そうして

意があるか、そういう問題を大局的に説明してもらいたいと思ふのであります。

〇岩武政府委員 この法律の施行以來の経過、情勢の変化はただいま御指摘の通りでございます。本来ねらつておりました方の需給調整の措置を講ずる必要はむしろだんだん薄らいで参りました。ただ御指摘のように、今後外貨その他の見地から輸入の制限がござりますから、いろいろな事態も起るかと思つておられます。その際に処しまする対策の一つとして、この法律がある範囲で利用できる——利用できるといふ言葉は悪いかと思ひますが、この法律に適當する場合が生じて来るのではないかと、今期限延長の改正法律をお願いしておるわけでございます。その点はこの法律の第二条の第一項第三号でございます。『國內において供給が常に不足する物資であつて、その需給の調整を行わないときは、國民經濟の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害するおそれがあるもの』、この場合にござりますれば、使用、譲渡、譲受あるいは引渡しの制限あるいは禁止ができる、こういうふうになつております。

なご特定のものにおきましては、いわゆる需給調整措置はできないが、使用制限あるいは譲渡制限等はこれは別表に入れたなくてもできることになつております。今後の情勢におきまして、需給調整等の措置はこの法律で法規的にやるというふうなことは、これはなにも急遽には行われなかつておられますし、ことにそういう措置になりますと、非常に広汎な統制措置もいりま

すし、またそれに従事いたします官庁關係の陣容の問題あるいは取締り當局等の問題もござりますので、これは私一個の見通しでございますが、そういうふうな法規的な措置によりまして、広い範囲の需給調整措置ということでは、これはちよつとやるといふことは、非常に至難ではないかと思つております。今回はその法の別表に品物を追加するといふ措置は講じておりません。むしろ必要ないものを削除して参る措置になつております。ただ使用制限、譲渡制限等はこれは全面的な需給調整あるいは、需給調整といふほどの大きな効果は持ちませんけれども、そういう措置を講じまさんと、國民經濟の正常な運行を阻害し、あるいは公共の利益を阻害する、言葉は極端になるかも知れませんが、たとえば石炭等の不足のために、あるいは発電所が火力発電の発電がうまくできないとか、あるいは鉄道の運行を阻害するといふことになれば、これはむしろ緊急に需給調整の手打つ必要があるだろうと思ひます。石油等がこういう措置が必要になりますかどうか、これは現在まだ外貨予算もきまつておりませんが、われわれもまだ研究中でございますが、おそれなくは急速にはそういうふうな事態には相ならぬかと存じておりますけれども、しかしいろいろな情勢によりましてはそういう事態に相なつて、しかも何ら需給調整の措置は講ぜられない、公共の利益も阻害されるというところであれば、これはわれわれもいたしなすので、はなはだ申訳ない事態に相なりまします。とりあえずこの法律の期限を一年延長いたしまして、万が一にもそういう事態に相なりますれば、

この規定によりまして臨時應急の措置は講じたいというふうなことを考へております。ただ御指摘がありました、どういふ品物にどうなるかということ、これはちよつと現在の事態では予測いたしかねますし、またその事態が起ります時期もそう急速なことではないだらうと思つております。外貨予算の方でも目下具體的な作業を進めておりますが、品物ごとにいろいろ検討いたしておりますので、少くともこの上期の外貨予算におきましては、現在までの作業の進捗段階では法規的に需給調整をしない、需給調整が著しく混乱するといふことは起らないだらうと思つております。砂糖等の問題は御指摘がございしましたが、これにつきましては、これは人によつて見方が違つて存じますが、供給不足という点が今の事態を特にひどくしておりますのか、あるいはいろいろな設備能力と原料等のアンバランスがそういう事態を生じておるか、若干まだ問題があるかと存じておりますし、また一つは特にこの法律で予定しますような措置を法規的に講ずるよりも、むしろ別途いろいろな措置を講ずる方が實際に適しはせぬか、こういうふうな國民生活に広く必要な品物、しかも消費的な物資を単に使用制限とか譲渡制限等のごとき措置ではとても需給調整はできません。そこに別途の措置もいれるのではないかということ、目下農林當局でも具體的な検討を進めております。従いまして、この法律でやりますような品物としましては、目下のところ具體的にはちよつと予想しておりませんが、あるいはことしの秋以降におきまして、燃料關係において相当混乱が生じて、その

結果、あるいは汽車の運行の不都合を生ずるとか、あるいは汽船の航行等に燃料が不足するといふようなことで、ひどく困つた事態が起りますれば、あるいはその条項によりまして、臨時應急の措置を講ずることがあるかと存じておりますが、法規でやるよりもある程度のことでは實際の行政指導と運用の方がかえつて効果があるかと存じておりますが、なおそれで足りないときにはこの条項を発動するときにあり得るかとも存じております。大体今予想しております範囲はその程度であります。

〇中崎委員 時間の關係がありますのであまり長く質問しませんが、いづれにしても、長い間の自由主義政策が大きな壁にぶつかつて、そうして大転換をせなければならぬといつて苦悶しておるのが今の政治の状態だろうと思ふのです。そこで輸入の問題と関連して、不足物資といふものに相當でござるが生じて來ておる。一面場合によれば輸入インフレまたよくな、ある物資についてはやたらにインフレの高いやみ的なものが横行する。一面において景気が非常にアンバランスになつて來て、競争的な状態が生じる。そこでこういう輸入といふふうな血の一滴にも該当するような物資をもつて莫大な利益をむさぼる、こういうふうなものに対しては、少くともいゆる暴利取締りともいひますか、さらにその裏づけとして臨時利得ともいひますか、そういうふうなものに対して税金の面においてこれを適正に國の方で取上げる、一面暴利をむさぼつたそういう不徳な行為に対して、少くとも社会

悪であるというふうな考え方から、暴利の取締りをやるというふうな措置を考へ得られるかどうか。これはほんとうをいへば大臣なり総理大臣に聞くべきだと思ふのでありますが、一体どういうふうに考へておられるか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○岩武政府委員 事務的な研究の範圍を御答へしたいと思ひますが、例の暴利取締令でございまして、これは実施以來長い年月を立つておりますが、実はあの暴利という觀念が非常にあいまいなもので、きまつた解釈、あるいは判例等もないやうでございまして、具體的にはおそろく米騒動以來には適用したことがないやうに聞いております。実は物価統制令の方にも同じやうに不当高値というやうな取締りの規定もございまして、これは現実には發動しなす場合の基準が非常に明確でありませんので、何が暴利か、何が不当だということになりますと、きわめてあいまいになります。結局統制制をやるならば、單獨に議じたいということになるのであります。ところが現在の事態になりますと、今御指摘のやうに、一部に輸入による利益が生じておるものもございまして、これは別の形でこれを吸い上げる、つまり税金以外の形で何か国に吸い上げるというやうな措置もいろいろ考へておるわけでございますが、これも現実の問題として、はむずかしい問題もございまして、なか／＼簡単に参りません。言葉は悪うございしますが、その一部のものをただいま輸出の方のいろいろな差損等の填補に使つておられるものもございまして、これも現実の通商政策の見地から考へますと、國際的には必

ずしもベストな方法ではないかもしれませんが、現実には輸出面におきましていろいろな価格上の伸び縮みもございするし、また他面輸入によりまする相当な差益、またそれがものによりましては通商協定上本来ならば入らないものを、協定上の制約によりまして入れておるものもあります。これは輸出を伸ばすためにやつておるものであります。そうしますと、その反動的な利益を何らかの形で通商の振興に寄与せしめたらどうかというところで一部そういう措置も講じておりますが、根本的にはこれは打開策としてはなか／＼むずかしい問題でございまして、社会的には相當問題があります。その利益を經濟的に、あるいは国の政策として、ある力によりましてそれを吸収するということとは、現実としてはなかなか検討すべき問題が多いやうな考へております。いろいろ研究はいたしておりますが、具體的な結論を得ておりませんやうな状況であります。

○大西委員長 次に昨日日本付託になりました輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について政府委員より發言の通告がありますからこれを許します。時間がたいへんおそくなつておりますので、ごく要領よく簡潔にお願いします。松尾政府委員。

○松尾政府委員 今回御審議をお願いいたしております輸出保険法の一部を改正する法律案について一言で申し上げますと、委託販売輸出保険を新しく設けたいというわけでありまして、その条文について御説明をいたしますと、やや複雑でございますので、お手元に

契約の資料をお配りしておりますので、それについて申し上げるのが一番簡単だと思ひます。

例といたしまして、A商品十個を委託販売輸出する場合に支出しました費用を一萬五千元といたします。販売期間内に販売すべき販売価格を一萬一千元と仮定をいたしましたのであります。その場合に、法律によりまして、販売期間を契約で規定することになつております。また販売価格もその契約の中で規定することになつておりまして、販売価格は支出した費用、いわゆるコストに百分の五以上加えるということになつております。従ひまして、この場合は、一個十千円のものを十一万円で売るといふ例でございしますが、十萬五千円で販売価格をきめられる場合もあるわけでありまして、この場合に、この販売の期間内に十個のうち五個が販売できまして、あと五個が売れ残つた場合にどうなるかといひますと、その売れ残つた五個を、本邦に積みもどして処分をした場合と、それから通商産業大臣の承認を得まして、いわゆる本邦外、積み出した現地で処分する場合は、たとへばアメリカで処分する場合もありまして、それからアメリカからヴェネズエラならヴェネズエラに持つて行つて処分する場合もありまして、要するに本邦外で処分した場合は、それから第三の場合として、通商産業大臣の許可を受けないで本邦外で処分した場合、この三つの場合によりまして支払保険金の計算がどういふことになるかといふ例でございまして、まず第一の売れ残りしましたものを日本へ持ち帰りまして、それを一個七万円と処分した場合はどうなるか

と申しますと、そこへ数字で書いてありますやうに、五個は現地で売れたわけでありまして、あと五個につきましては持ち帰りまして、七万円で処分ができたわけでありまして、一個につきまして、積みもどしたために運賃諸掛等が幾らかつたか、こゝういふことになつて、そこに規定をいたしておりますやうな算式によりまして、結局損失は十萬五千元になるわけでありまして、その十萬五千元の百分の八十、十二万五千元が支払保険金の額になるわけでございます。

それから第二の場合には、その売れ残りしましたものを現地で所管大臣の承認を得て、一個八万円で処分した場合でございますが、この場合は損失額の算式によりまして五万五千元になりまして、その五万五千元の百分の八十、四万四千元が支払保険金の額になるわけでありまして、それから第三の場合には、その売れ残りしました五個をかつてに現地で処分をした場合であります。かつてに処分をなした場合には一萬五千元でもつて処分をしたと見なしますので、いわゆる一個十万円で売れ残つた五個を処分したとして計算いたしますので、この場合はマイナスイ五万五千元、いわゆる損失が出ないという計算になりますので、この場合は政府側として填補しないといふことになるわけでありまして、そこで現実の問題といたしまして、実際はこゝの(イ)と(ロ)の競合の場合いづれを選ぶかといふのが一番問題にならうかと思ひます。積みもどして処分をし

た方がいゝか、あるいは現地で少し値引きをして処分をした方がいゝかといふのが一番判断のむずかしい点に相なります。そこで結局売れ残りしましたものを通商産業大臣が現地で処分をいたしますことを承認する基準はどうあるかといふのが、今度の新しい保険法の運用の上におきまして一番重大な問題に相なるかと思ひますのであります。お手元に半べらの承認をする場合の基準といふものを配りましたのであります。それをこゝろに願ひたいのであります。また貨物を本邦外で処分する場合の承認の基準でございまして、それは次に掲げますやうな三つの要件をいづれも備へてゐる場合に承認をいたす、こゝういふ予定になつておるのであります。そのまず第一は、当該貨物が売れ残つて相手方の管理下にあるということとがはつきり証明されるということとがまず第一の要件であります。実際は売れておるのかかわらず、売れ残つたといふ偽つた報告でなしに、売れ残つておるといふことが現実に確認される場合であります。この確認の方法としては、在外公館なりあるいは現地の各公署なりあるいは國際的に信用のあるコントローラー等の機関によりまして十分証明されるところであります。

第二の要件としましては、持つて帰りました処分をするよりも、現地で処分をした方が要するに有利であるといふ場合でございまして、これも具體的には持つて帰るとかく／＼の運賃がかかる、そして持つて帰つて売つた場合は幾らにしか売れない、その売れた額からさういふ運賃等を引くと幾らぐら

と申しますと、そこへ数字で書いてありますやうに、五個は現地で売れたわけでありまして、あと五個につきましては持ち帰りまして、七万円で処分ができたわけでありまして、一個につきまして、積みもどしたために運賃諸掛等が幾らかつたか、こゝういふことになつて、そこに規定をいたしておりますやうな算式によりまして、結局損失は十萬五千元になるわけでありまして、その十萬五千元の百分の八十、十二万五千元が支払保険金の額になるわけでございます。

それから第二の場合には、その売れ残りしましたものを現地で所管大臣の承認を得て、一個八万円で処分した場合でございますが、この場合は損失額の算式によりまして五万五千元になりまして、その五万五千元の百分の八十、四万四千元が支払保険金の額になるわけでありまして、それから第三の場合には、その売れ残りしました五個をかつてに現地で処分をした場合であります。かつてに処分をなした場合には一萬五千元でもつて処分をしたと見なしますので、いわゆる一個十万円で売れ残つた五個を処分したとして計算いたしますので、この場合はマイナスイ五万五千元、いわゆる損失が出ないという計算になりますので、この場合は政府側として填補しないといふことになるわけでありまして、そこで現実の問題といたしまして、実際はこゝの(イ)と(ロ)の競合の場合いづれを選ぶかといふのが一番問題にならうかと思ひます。積みもどして処分をし

いの手取りになるが、現地ではこの程度の値引きをすれば処分ができるであらうというようなことで簡単に判断がつくのであります。

それから第三の場合は、本邦外におきまして処分をいたしました場合の見込みの価格が、当該地域への正常の輸出を阻害しないと認められる価格であること、これの認定は実際問題として非常に困難を伴うかとも思うのであります。

また、関係の輸出組合等の協力を得まして、若干値引きをして売ることがいわゆるダンピング等にならないといふことがはつきりする場合は、言いかえまして、いわゆる正常輸出を阻害しない価格であるといふことがはつきりする場合は、この三つの条件を満たす場合に現地の処分を認め得るわけでありまして、しからざる場合は、原則としていくらか費用がかかりまして、持つて帰つて処分をして損失額を計算をして、その百分の八十を足して保険金を支払うというわけであります。

要するに正常貿易を阻害しないといふことと、現地で処分をした方が、持つて帰つて処分をいたしますよりも有利な場合、これの判断を巧妙にやることによつて、この保険の運用を適切にやらなければならぬという点が、この保険の一番最大の眼目であらうかと思つております。非常に簡単でございますがこの程度で私の御説明を終わります。

○首藤委員　ただいま次長から御説明を承つたのですが、この問題の一番重要な点は価格の問題と私は了解する。海外で処分をする場合一番危険なことは、どうせクレームがついた品物であるから、販売するとすれば相当安値でなければ販売できない。ところが安値

で販売すれば、それがその土地の価格になつてしまふ。そこであとの引合いが当然その安値を対象とした引合いに落ちて来るおそれがある。しかもこれは、正常の輸出を阻害しないといふことになつておりますけれども、これは人によつてみんな考え方が違ふ、また複雑でありまた変動の早い価格を一定の固定したものとして考えるところに大きな危険がある。

もう一つの点から考えれば、これは悪用されるおそれもある。初めからもう悪い製品をつくつて、クレームがついてもかまわない、向うで安く売つても損をしないといふことに悪用されるおそれも多分にありますから、この点はよほど考へてもらいたいと思ひます。御答弁はいいませんか。

○大西委員長　本日はこの程度にて散会いたします。なお次会は二十三日午前十時より開会いたします。

午後一時五十八分散会

昭和二十九年三月二十六日印刷

昭和二十九年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局